

問1 地方自治において、住民が直接政治に参加する権利を「直接請求権」と呼びます。このうち、議会が住民の意思を反映していないと判断した際に、有権者の3分の1以上の署名を集めて、選挙管理委員会に対して議会の解散を求める権利として正しいものはどれですか。（2015年 佐賀公立入試 類似）

1. 条例の制定・改廃の請求 2. 事務の監査の請求 3. 議会の解散請求 4. 議会議員や首長の解職請求（リコール）

問2 地方自治体の議場では、首長や執行部と議会議員が向かい合って座る「対面式」の配置がとられることが多い。このような配置が期待されている役割や目的として、最も適切なものはどれか。（2020年 群馬県公立入試 類似）

1. 首長側と議会側の立場を明確にし、公開の場で活発な討論を行うことで、住民の意思を政策に反映させる。
2. 首長が議会に対して絶対的な権力を持っていることを示し、議論を短縮して全会一致の決定を促す。
3. 首長と議員が互いに監視し合うことで、住民が選挙に参加しなくてもよい政治体制を構築する。
4. 首長の独裁を防ぐために、議会側が常に首長側の発言を制限し、行政運営を停止させる。

問3 イギリスの政治学者ブライスは、地方自治が住民にとって身近な政治課題に自ら参加し、民主主義の仕組みを学ぶ場であることを指して、ある言葉で表現しました。その表現として適切なものはどれですか。（2024年 滋賀公立入試 類似）

1. 社会契約の原点 2. 三権分立の要 3. 法の支配の根幹 4. 民主主義の学校

問4 日本の地方自治において認められている「条例の制定または改廃の請求」の仕組みについて、請求先と必要となる署名数の組み合わせとして正しいものを選びなさい。（2020年 茨城県公立入試 類似）

1. 地方公共団体の長に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する 2. 地方公共団体の長に対し、有権者の3分の1以上の署名をもって請求する 3. 選挙管理委員会に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する 4. 選挙管理委員会に対し、有権者の3分の1以上の署名をもって請求する

問5 日本の地方財政において、地域ごとの税収の差によって生じる財政力の格差を是正することを目的とした仕組みがあります。国が徴収した税金の一部を、地方公共団体の財政状況に応じて配分し、どの地域でも標準的な行政サービスを受けられるようにするための資金を何と称しますか。（2019年 山口公立入試 類似）

1. 地方交付税交付金 2. 国庫支出金 3. 地方債 4. 地方税

問6 日本の地方自治において、地方議会がその地域の実情に合わせて独自に制定することができる決まりについて、適切な説明はどれですか。（2018年 埼玉県公立入試 類似）

1. 日本国憲法の定めにより、法律の範囲内であれば地方公共団体が独自に制定できる。
2. 国の行政機関である内閣が、各地域の状況を判断して個別に制定する。
3. 地方公共団体の長が独断で決定し、直ちに住民に義務を課すことができる。
4. 国の法律と同じ効力を持つため、国会の承認を得なければ制定できない。

問7 日本の地方自治において、都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の行政運営を担う執行機関の長を総称して何と呼びますか。（2026年 山口公立入試 類似）

1. 首長 2. 議長 3. 内閣総理大臣 4. 事務次官

問8 地方自治が「民主主義の学校」と呼ばれる理由として、住民自治の観点からその目的を説明したものとして最も適切なものはどれですか。（2026年 福島公立入試 類似）

1. 住民が身近な地域の課題に自ら関わり、政治に参加する経験を通じて、民主主義の本質を学ぶことができるため。
2. 地方公共団体が国のコントロールを受けずに独自の財源を確保することで、国家の財政負担を減らすため。
3. 専門的な知識を持つ官僚が効率的に地域を管理し、全国どこでも均一な公共サービスを提供できるようにするため。
4. 国が地方公共団体の意思を尊重せず、効率的な意思決定を行う仕組みを構築するため。

問9 地方公共団体によって、住民が納める税金の額には大きな差があります。こうした地方公共団体間の財政力の格差を是正し、どの地域に住んでいても教育や福祉などの一定の行政サービスを受けられるようにするために、国から配分される資金を何と称しますか。（2017年 愛知公立入試 類似）

1. 地方交付税交付金 2. 国庫支出金 3. 地方譲与税 4. 地方債

答え合わせ・解説

問1	答え 3 議会の解散請求	地方自治法に基づく直接請求権の一つで、特定の役職ではなく議会そのものを解散させる手続きです。条例の制定・改廃や事務監査の請求には有権者の「50分の1以上」の署名が必要ですが、議会の解散や首長の解職といった、より身分に強く関わる請求には、その重要性から「3分の1以上」というより高いハードルの署名数が設定されています。
問2	答え 1 首長側と議会側の立場を明確にし、公開の場で活発な討論を行うことで、住民の意思を政策に反映させる。	対面式の配置は、行政を行う側（首長・執行部）とそれをチェックし議決する側（議会）の立場をはっきりと分ける意図がある。両者が独立した立場で真摯に議論を戦わせることで、一方の意見に偏ることなく、多様な住民のニーズを汲み取った適切な意思決定を行うことが目指されている。
問3	答え 4 民主主義の学校	ブライスは、住民が地域の課題に直接関わり、合意形成の経験を積むことが、国全体の民主主義を支える国民の資質を養うために不可欠であると考えました。この考え方は、地方自治が民主主義のトレーニングの場であることを強調したものです。
問4	答え 1 地方公共団体の長に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する	条例の制定や改廃の請求は、住民が地域のルール作りに直接関与するための制度です。有権者の50分の1以上の署名を集め、知事や市町村長といった地方公共団体の長に対して請求を行います。請求を受けた長は、必ず議会を招集して条例案を審議させ、その結果を公表しなければなりません。これに対し、選挙管理委員会へ3分の1以上の署名をもって請求を行うのは、議会の解散や首長・議員の解職（リコール）を求める際の手続きです。
問5	答え 1 地方交付税交付金	地方公共団体は、地域によって税収（地方税）の額に大きな差があります。この格差を埋めるために、国が所得税や消費税などの一部を「地方交付税交付金」として配分します。これにより、財政力が弱い自治体でも警察、消防、教育といった標準的な公共サービスを維持することが可能になります。使い道が制限されない「一般財源」である点が、特定の事業のために支出される国庫支出金との大きな違いです。
問6	答え 1 日本国憲法の定めにより、法律の範囲内であれば地方公共団体が独自に制定できる。	地方自治の原則に基づき、日本国憲法第94条では地方公共団体が「条例」を制定する権限を認めています。これは、国が定める法律の範囲内という制約はありますが、それぞれの地域が抱える特有の課題やニーズに対し、地方議会での議論を通じて柔軟に対応するための仕組みです。
問7	答え 1 首長	地方公共団体において、行政を実際に執り行う執行機関のトップは首長と呼ばれます。これに対し、地域のルールである条例を定めたり、予算を決定したりする議決機関として地方議会が設置されており、首長と議会は互いに独立した関係にあります。
問8	答え 1 住民が身近な地域の課題に自ら関わり、政治に参加する経験を通じて、民主主義の本質を学ぶことができるため。	住民自治は、住民自らの意思と責任で地域の運営を行うことを指します。身近な生活課題を解決するために住民が主体的に政治に関わることは、主権者としての意識を高め、民主主義の仕組みを理解する上で極めて教育的な効果があると考えられているため、イギリスの政治学者ブライスにより「民主主義の学校」と称されました。
問9	答え 1 地方交付税交付金	地方公共団体の財政状況は、人口や産業の集積度によって大きく異なります。税収が少ない自治体でも、国民が等しく公共サービスを受けられるよう、国がその財源を保障する仕組みが地方交付税交付金です。この資金は使い道が制限されていない「一般財源」であることが大きな特徴です。